契約担当官

同等品で対応される場合の手続きについて

入札内訳書に「同等可」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品目(以下、「同等品」という。)による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品確認申請を行って下さい。

- 1 同等品の定義 同等品とは、規格・品質・性能等が例示品と同等以上であるものをいいます。
- 2 同等品審査の方法 同等品確認申請を行おうとされる方は、指定する日時までに、「同等品確認申請書」に、 当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して、会計隊契約班へ提出して下さい。
- 3 同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された「同等品確認申請書」については、同申請書の「判定等」欄に、可否の審査結果を記入したものを返送(郵送、FAX、メール及び手交)することにより通知致します。

なお、審査結果が入札(見積)日の前日までに届かない場合は、会計隊までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】 山口県防府市田島無番地 航空自衛隊第12飛行教育団 会計隊契約班 Tal 0835-22-1950 内線287